

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年6月24日

豊後大野市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定しましたので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表します。

記

種類	実施地域等		実施期間	実施主体
	地域	重点区域との重複の有無		
2号事業				
○	犬飼町長畑	無	令和2年度～令和6年度	長畑集落協定
○	犬飼町栗ヶ畑	無	令和2年度～令和6年度	栗ヶ畑集落協定
○	犬飼町田原	無	令和2年度～令和6年度	渡無瀬集落協定
○	犬飼町柚野木	無	令和2年度～令和6年度	荻原集落協定
○	犬飼町久原	無	令和2年度～令和6年度	久原集落協定
○	犬飼町西寒田、久原	無	令和2年度～令和6年度	細口集落協定
○	犬飼町西寒田	無	令和2年度～令和6年度	松田集落協定
○	犬飼町柴北	無	令和2年度～令和6年度	柴北下集落協定
○	犬飼町黒松、山内	無	令和2年度～令和6年度	黒松集落協定
○	犬飼町大寒	無	令和2年度～令和6年度	大寒集落協定
○	犬飼町柴北	無	令和3年度～令和6年度	北鶴集落協定